

別紙

地域診療情報連携推進費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	改正前
地域診療情報連携推進費補助金交付要綱 (通則) 1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 ^{厚生省}_{労働省} 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 (交付の目的) 2 この補助金は、<u>地域医療を担う医療機関の機能分化や連携といった課題に対応するため、医療機関間において切れ目のない医療情報連携を行い、継続した質の高い地域医療連携の推進を図るとともに、落雷や浸水など非常時の診療情報の喪失防止のため、主要診療情報の保全を図ることを目的とする。</u> (交付の対象) 3 この補助金は、<u>平成 2 5 年 5 月 1 6 日医政発 0 5 1 6 第 6 号厚生労働省医政局長通知の別紙「ICTを活用した地域医療ネットワーク事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行う ICTを活用した地域医療ネットワーク事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。</u> (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。	地域診療情報連携推進費補助金交付要綱 (通則) 1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 ^{厚生省}_{労働省} 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 (交付の目的) 2 この補助金は、<u>医療機関の主要な情報を外部に保存することで、災害など非常時のバックアップとするとともに、連携医療機関相互でデータの閲覧を可能とすることにより、災害などの非常時に過去の診療情報による継続した医療の提供及び質の高い地域医療連携の推進を図ることを目的とする。</u> (交付の対象) 3 この補助金は、<u>平成 2 4 年 4 月 5 日医政発 0 4 0 5 第 3 8 号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療情報連携・保全基盤推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行う医療情報連携・保全基盤推進事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。</u> (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

改正後		改正前	
(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。		(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。	
1 基準額	2 対象経費	1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	① 地域医療連携での情報共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費。(サーバー等機器導入費、システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事費を含む) ② ①のサーバーに用いる無停電装置に必要な経費。 ③ 既存システムを、①のサーバーへ対応させるための改修経費。 ④ <u>機関内のシステムが停止した際に、①のサーバーからデータを参照するためのソフトウェアの設計・開発・導入費。</u> ⑤ <u>当該システムで利用するためのHPKI導入に必要な経費。(ICカード申請・配布等の諸費、ICカードリーダー導入費を含む)</u>	厚生労働大臣が必要と認めた額	① 地域医療連携での情報共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費。(サーバー等機器導入費、システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事料を含む) ② ①のサーバーに用いる無停電装置に必要な経費。 ③ 既存システムを、①のサーバーへ対応させるための改修経費。
(交付の条件) 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。		(交付の条件) 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。	

改正後	改正前
(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。 (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。 (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。 (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。 ア 補助事業者が地方公共団体の場合 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。 イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管していなければならない。 (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚	(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。 (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。 (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。 (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。 ア 補助事業者が地方公共団体の場合 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。 イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管していなければならない。 (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚

改正後	改正前
(交付決定までの標準的期間) 8 厚生労働大臣は、6 若しくは7 による申請書が到達した日から起算して原則として1 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。 (補助金の概算払) 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。 (実績報告) 10 <u>この補助金の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1 か月を経過した日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1 か月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u>	(交付決定までの標準的期間) 8 厚生労働大臣は、6 若しくは7 による申請書が到達した日から起算して原則として1 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。 (補助金の概算払) 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。 (実績報告) 10 <u>この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</u> <u>（1）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</u> <u>ア 補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。</u> <u>イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1 月を経過した日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1 月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</u> <u>（2）（1）以外の場合</u> <u>補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1 月を経過した日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1 月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</u>

改正後	改正前
(補助金の返還) 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。 (その他) 12 特別の事情により、4，6，7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。	(補助金の返還) 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。 (その他) 12 特別の事情により、4，6，7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。